

確定申告に関するお知らせ

問 大隅税務署 総務課
☎099-482-0007(自動音声案内)

■確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の申告書等からマイナンバーの記載が必要となりました。

なお、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

また、自宅等から e-Tax で確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非、e-Tax をご利用ください。

＜本人確認書類の例＞

例1：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

例2：通知カードの写し+運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

■医療費控除を受ける際は『医療費控除の明細書』の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の添付又は提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となっています。

医療費等の領収書(医療費通知に係るものを除く。)について後日、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。

なお、平成28年分以前の確定申告をする場合は、医療費等の領収書の添付又は提示が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

■配偶者控除及び配偶者特別控除の適用要件が改正されました

配偶者控除の額が改正されるとともに、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満から123万円以下に変更となり、その控除額も改正されました。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

